

国土交通省組織令（抄）

平成12年6月7日
政令第255号

（地方交通審議会）

第214条 各地方運輸局に、それぞれ地方交通審議会を置く。

2 地方交通審議会は、地方運輸局長の諮問に応じて地方運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議する。

3 前項に定めるもののほか、地方交通審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他地方交通審議会に関し必要な事項については、国土交通省令で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。